

指 名 停 止 情 報

株式会社中央技術コンサルタンツ 東京都新宿区西新宿 8－5－1

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）別表第 2 第 8 号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間

令和 7 年 11 月 21 日 ～ 令和 8 年 1 月 20 日（2 か月）

2 指名停止の理由

株式会社中央技術コンサルタンツにおいて気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏えいした情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 8 月 8 日、仙台地方検察庁に公契約関係競売等妨害罪で起訴され、その後、気仙沼市が発注した別の業務においても、同年 8 月 20 日に同罪で追起訴されたことが「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 8 号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められるため。